

2023年12月28日

## 新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2  
株式会社システムインテグレータ  
代表取締役社長 引屋敷 智

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号  
株式会社DG コマース  
代表取締役社長 清水 和徳

株式会社システムインテグレータ（以下「当社」といいます。）は、2023年11月9日付け新設分割計画書に基づき、2023年12月28日を効力発生日として、当社のE-Commerce事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社DG コマース（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。当社が、本分割に関して第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日

2023年12月28日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第805条に規定される簡易分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求を行うことはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第805条に規定される簡易分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主は株式買取請求を行うことはできません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当する事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本分割にあたって、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に基づき、2023 年 11 月 21 日付の官報及び電子公告にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 810 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、当社より、2023 年 12 月 28 日をもって、当社の E-Commerce 事業に関して有する権利義務を承継しました。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上